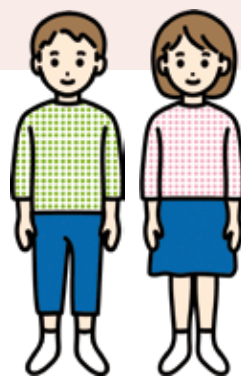


低所得の子育て世帯に対する 生活支援特別給付金



■ひとり親世帯

対象者		手続き
①	令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方	申請不要（支給済み）
②	公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方	申請が必要です
③	食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	○申請期間： 6月1日(木)～令和6年2月29日(木)

■ひとり親世帯以外

対象者		手続き
①	令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の受給者であった方	申請不要（対象者に通知を発送済み）
②	平成17年4月2日から令和6年2月29日生まれ（障がい児は平成15年4月2日生まれ以降）の児童を養育する父母等で、かつ食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方	申請が必要です ○申請期間： 6月26日(月)～令和6年2月29日(木)

支給額

児童一人当たり 一律5万円

申請方法

必要書類を子育て支援課まで持参、または郵送で提出

※必要書類については市ホームページをご覧ください。

※申請書は市ホームページまたは子育て支援課で取得できます。

【お問合せ】 子育て支援課 ☎63-1111 内線386・388